

名古屋市告示第435号

指定納付受託者の事務所所在地の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2の 3第 3項の規定により、次のとおり指定納付受託者の事務所所在地の変更の届け出があったため、同条第 4項の規定に基づき告示します。

令和 7年 9月 3日

名古屋市長 広 沢 一 郎

- 1 指定納付受託者の名称
アソビュー株式会社
- 2 指定納付受託者の事務所所在地
（変更前）東京都渋谷区神宮前二丁目 7－ 7
A U R O R Aビル 3階
（変更後）東京都品川区大崎 1－11－ 2
ゲートシティ大崎イーストタワー 8F
- 3 指定納付受託者に納入させる歳入
名古屋城観覧料